

令和4年10月17日

市内小学校4・5・6学年保護者様  
市内中学校保護者様

鴻巣市教育委員会

鴻巣市立小・中学校におけるヤングケアラー支援の取組について（お願い）

日頃より、本市の教育活動にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

埼玉県では11月を「ケアラー月間」と定め、ケアラー・ヤングケアラー支援に対する理解と協力の輪を広げるため、多様な活動を実施しております。そこで、鴻巣市立小・中学校においても、ヤングケアラーへの理解を深め、ヤングケアラーと思われる児童生徒への支援につなげるため、下記のとおりアンケート調査を行いますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

- |           |                                                                                                                                                                                                                                                                        |                  |   |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|---|
| 1 アンケート名称 | ヤングケアラーの実態に関するアンケート                                                                                                                                                                                                                                                    |                  |   |
| 2 実施期間    | 令和4年10月17日（月）～令和4年10月28日（金）のうち、各学校が指定する日                                                                                                                                                                                                                               |                  |   |
| 3 調査の概要   |                                                                                                                                                                                                                                                                        |                  |   |
| （1）所要時間   | 10～20分程度                                                                                                                                                                                                                                                               |                  |   |
| （2）主な調査項目 | 学校や家庭での生活の様子<br>相談相手の有無                                                                                                                                                                                                                                                | 悩みや困りごと<br>必要な支援 | 等 |
| （3）調査対象   | 市内小学校4・5・6学年児童<br>市内中学校1・2・3学年生徒                                                                                                                                                                                                                                       |                  |   |
| 4 回答方法    | 端末上のアンケート機能により、各自の学習者用端末から、学級にて回答します。                                                                                                                                                                                                                                  |                  |   |
| 5 その他     | <ul style="list-style-type: none"><li>・お子様には無理のない範囲で回答してもらいます。</li><li>・個人情報保護に十分配慮し、調査を実施します。また、回答内容は厳重に保管し、本取組の目的以外には使用いたしません。</li><li>・市の行政資料として活用する場合、集計結果は、個々の回答が特定できないように編集します。</li><li>・本調査に係るご質問等については、学校もしくは鴻巣市教育委員会学校支援課（048-544-1214）へお問い合わせください。</li></ul> |                  |   |

## ※ヤングケアラーとは

家族等のケアをしている方を「ケアラー」といい、その中で**大人が担うようなケアの責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている18歳未満のお子さんを「ヤングケアラー」と**いいます。

埼玉県の調査では、**全日制高校2年生の25人に1人（約4.1%）がヤングケアラーである**という調査が出ています。ケアを必要とする人とケアを担う人の両方が、自分らしい生活を送れるための支援が求められています。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

◆ヤングケアラーについては、以下のサイト等でも紹介しています。

○鴻巣市ホームページ 「ヤングケアラーへの支援について」

<https://www.city.kounosu.saitama.jp/kurashi/1/7/1634025127955.html>

○埼玉県ホームページ 「ケアラー（介護者）支援」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukatukea/kaigosya-kouhou.html>

○ケアラー・元ヤングケアラーの方の体験談を配信します～埼玉県ケアラー支援 WEB 講座の公開～

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukatukea/carerweb.html>

○厚生労働省ホームページ 「ヤングケアラーについて」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/young-carer.html>

○文部科学省ホームページ「ヤングケアラーについて」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1387008\\_00003.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1387008_00003.htm)

◆ヤングケアラーについての相談窓口

○市の相談窓口

●子ども・家庭の相談窓口

こども拠点総合支援拠点「ここの巣」 TEL 048-541-1894

●学校生活に関すること

教育部学校支援課指導担当 TEL 048-544-1214

鴻巣市立教育支援センター TEL 048-569-3181



○その他の相談窓口

ヤングケアラー向け LINE 相談「埼玉県ヤングケアラーチャンネル」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/news/page/news2022091301.html>